

「日本基督教団社会活動基本方針」

(一九六六年十月二六日、第十四回総会にて決定)

人間は、その創造のはじめから、他者との関係において生きるものとして定められている。しかるに、反逆の罪によって、人間は神と人から、孤立した存在者となった。それにもかかわらず、あわれみに富みたもう神は、キリストにおいて世をあがない、まことの人間のかたち、すなわち、他者に仕える人間と、その交わりとを回復された。

しかしながら、現実の世界は、いまだキリストの支配を受けいれず、そこには、悪の力がはびこり、争いや不正が存在している。それゆえ、教会は、地上におけるキリストのからだとして、福音の宣教と愛の実践により、正義の秩序を整え、社会悪を匡（きょう）正し、人々の傷をいやしつつ、まことの共同体の完成を目ざすものとしての役割を与えられている。

聖書の中心的使信である神の国の福音は、本質的に社会的ひろがりをもつものであり、教会の社会的責任の遂行は、教会の主であるイエス・キリストが、同時に、この社会の主であり、さらに全世界の主であるとの確信にもとづくものである。

日本基督教団は、その成立のはじめから、キリストにおいて罪をゆるしたもう神の恵みと摂理のしるしを帯びている。それゆえ、日本基督教団の社会活動は、上述の信仰的確信から出発するとともに、過去においてキリストの王権を、十分にあかししえず、この世の支配に服するという重大なあやまちを犯したことに對する深い悔い改めから出発しなければならない。

わたしたちは、この悔い改めのもとに、教団の社会的責任について、神の指導を祈り求め、きたるべき神の国を待ちのぞみつつ、その恵みにささえられて、与えられた課題を遂行しようとするものである。

I 基本方針

教会の社会的責任の遂行としての社会活動は、社会実践、社会福祉事業の全領域を含んでいる。この両者は、相互に関連しており、ともに推進されなければならない。

それゆえ、各個教会は、上述の社会活動を、日本基督教団宣教基本方策に述べられている教会の体質改善と教会の連帯精神に従って、推進することが求められる。

A 教会の体質改善は、社会活動の観点から見れば、

基本的に、次のことを含む。

(1) 社会的関心は、福音的信仰の一部である。

信仰は、ともすれば、個人生活の範囲内での安心や慰めにとどまりがちであるが、他人の不幸やこの世の不正義の存在するかぎり、まことの幸福はありえない。信仰の個人的体験は社会的体験のなかで、信仰の社会的体験は個人的体験のなかで、証言せられなければならない。

(2) 奉仕（ディアコニア）は、教会のあらゆるわざの基本的姿勢である。

イエス、キリストは、しもべの姿をとって来たりたもうた。かれは、奉仕の道を教え、自ら弟子たちの足を洗いたもうた。キリスト者の全生活と行動は、「貧しい者」への奉仕をはなれては存在しない。

「貧しい者」は、イエス・キリストを指し示しているからである。

(3) イエス・キリストに対する信仰は、信徒がおかれた状況のなかで証言されなければならない。

キリスト教倫理は、つねに新しく具体的な問題に即して考えられる。そのとき、聖書の真理は、社会科学的知識によって媒介されることが必要である。

B 教会の連帯精神は、社会活動の観点から見れば、

基本的に次のことを含む。

- (1) 教会と社会福祉事業との相互理解と協力を推進するために、日本キリスト教社会事業同盟と、キリスト教保育所同盟と協力し、その目的達成に努力する。
- (2) 社会福祉事業相互間の連帯関係を推進する。
- (3) 社会実践に関連して、状況により、目的を同じくする他団体と協力する。

上記活動遂行のために、各個教会に、社会活動委員会を設置することを期待する。

II 活動の大綱

A 社会実践

- (1) 憲法を守り、民主主義を擁護する。
 - ① 憲法改悪を阻止する。
 - ② 憲法の完全実施を要求する。
 - ③ 各個教会、地区グループにおいて、憲法の学習をする。
- (2) 平和の実現に努める。
 - ① 核兵器完全禁止のため、積極的に活動するとともに、被爆者救援に努力する。
 - ② 軍国主義、超国家思想を助長するような兆候に対して、必要な阻止的活動を行なう。

㊦ 平和問題の学習に努め、権力の悪魔化をたえず監視する。

㊧ 世界平和実現のため、国際連帯を強めるとともに、世界の経済的貧富の格差をなくすための関心を高める。

(3) 人権を守る。

㊨ 健全なる労使関係の発達により、労働者の人権を守るために努力する。

㊩ 部落問題解決のために関係団体と協力する。

㊪ 在日韓国人・朝鮮人問題のために、関係団体と協力する。

㊫ 暴力追放に協力する。

㊬ 死刑廃止について研究し、必要な活動をする。

(4) 信教の自由を守る。

超国家思想を警戒するとともに、日常生活のなか

で、信教の自由を侵害するおそれのある事柄をとり上げ、その都度、抗議運動その他必要なる行動を行なう。

(5) その他の諸問題

その他、現在とくに注意すべき問題として、青少年非行防止、共稼ぎに関する問題、季節労働者の問題、家族問題、性、母胎保護、老人福祉、公害、都市問題

などがある。

B 社会福祉事業

(1) キリスト教社会福祉事業が、福祉国家の内容を充実するため、不可欠の役割をもつものであることを明確化し、国家における正当な地位を確立するよう努める。

(2) 社会福祉事業に対し、精神的・人的・物的援助をする。

(3) 必要な社会福祉事業の開発を推進する。

C 災害救援活動

(1) 災害発生地 of 各個教会、教区が主体となつて行ない、状況に応じて、教団社会委員会が応援する。

(2) 救援活動は、別に定められている「教団・教区非常災害救済救援活動実施要領」に従つて行なわれるものとする。

(3) なお、災害の頻繁化に伴い、いかなる災害においても、各教会は、教団社会委員会の指示をまつことなく、自発的に募金の努力をすることが望ましい。教団社会委員会は、つねに責任をもって、送られた献金を現地に届けるものとする。

D 教育活動

上述の諸活動を活発にするために、社会委員会が、

次のような活動を行なう。

(1) 資料の提供と研修

㊦ 上述の諸活動に際し、問題を発見し対策を講じ、必要な活動を行なうため、たえず社会の状況について、情報や資料を収集、分析する。

㊧ 文書活動により、必要な資料を提供する。

㊨ 「各個教会における社会活動と社会福祉の手引き」を作成する。

㊩ 教団、教区、各個教会で、教職・信徒の研修会を実施する。

㊪ 平和聖日、社会事業奨励日を実施する。

(2) 人材の養成

㊫ 教職・信徒の社会意識を開発する。

㊬ 社会福祉事業のための働き人を養成する。

㊭ 教育委員会、青年専門委員会と協力して、社会福祉事業従事者、自発的奉仕者として献身するよう教育活動を行なう。

㊮ 婦人専門委員会と協力して、家事労働の合理化により増大した主婦の余暇時間を、奉仕活動に向けるよう組織する。

㊯ キリスト者児童福祉施設の保母として献身する者のため、奨学金制度を充実する。